

消防救急デジタル無線設備保守管理業務委託 仕様書

1 適用

本委託業務は、南越消防組合の消防救急デジタル無線設備（以下「無線設備」という。）の適正な運用を確保するとともに、機器の正常な動作を維持することを目的とし、南越消防組合（以下「発注者」という。）が受託者に委託する業務の仕様を定めるものである。

2 目的

この保守管理業務の目的は次のとおりとする。

- (1) 無線設備の正常な機能を維持するため、対象設備に対し定期点検を行い、障害の発生を未然に防止し、無線設備業務の円滑な運営を図る。
- (2) 対象設備に対し、障害発生時の敏速な対応と復旧作業を実施する。

3 業務場所

- | | |
|--------------------------|------------------|
| (1) 南越消防組合消防本部 | 越前市千福町126番地 |
| (2) 南越なか基地局（金華山無線局舎） | 越前市米口町58字千松山27-6 |
| (3) 南越消防組合東消防署 | 越前市西櫻尾町18-7-2 |
| (4) 南越消防組合東消防署池田分署 | 今立郡池田町稻荷35-2-1 |
| (5) 南越消防組合南消防署 | 南条郡南越前町湯尾14-4-2 |
| (6) 南越消防組合南消防署河野分署 | 南条郡南越前町今泉18-31 |
| (7) 南越鉢伏基地局（今庄365スキーコース） | 南条郡南越前町板取85字36 |

4 業務期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日まで（3年間）

5 保守管理業務の技術基準

無線設備の保守管理業務については、次の各号に示す法令及びこれに基づく技術基準を充足すること。

- (1) 電波法（昭和25年法律第131号）
- (2) 有線電気通信法（昭和28年法律第96号）
- (3) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）
- (4) 南越消防組合例規
- (5) その他の関係法令

6 提出書類

受託者は以下の書類を提出し、発注者の承認を得るものとする。

- (1) 着手届
- (2) 保守管理体制及び緊急連絡表
- (3) 年間保守管理点検計画書
- (4) 定期保守点検作業完了報告書
- (5) 障害対応結果報告書
- (6) 業務完了届

7 保守管理業務内容

- (1) 無線設備が、正常に稼働するよう維持管理に努めること。
- (2) 無線設備に不具合、故障等が発生した場合は、速やかに機能を正常に復旧させること。
- (3) 無線設備について、必要な場合は予防保守を行うこと。
- (4) 無線設備を構成する機器の機能、性能、動作状況等の点検を毎年度内に実施し、その結果を定期保守点検作業完了報告書にて1か月以内に提出すること。
なお、点検に際し不良箇所があった場合は、本仕様書に基づく障害対応を行うこと。
- (5) 障害修理報告は、修理完了後、速やかに障害対応結果報告書を作成し、その都度発注者に報告するものとする。

8 保守管理業務方法

無線設備の保守管理業務の方法については、次のとおりとする。

- (1) オンコール保守受付は、平日8時間とする。
- (2) 保守対応は、平日8時間とする。ただし、無線設備運用上において特に緊急を要すると判断される場合は、発注者と協議の上、対応時間を調整する。

9 保守管理業務体制

- (1) 発注者から障害等が発生した旨の連絡に対し、直ちに連絡が取れる体制であること。また、発注者からの障害発生連絡により、速やかに（発注者もしくは受託者が無線設備の不具合、故障等覚知後、概ね1時間以内）保守員が現地に到着できる体制であること。
- (2) 無線設備の障害等が発生した場合、発注者から障害等の連絡を受けた後速やかに（発注者もしくは受託者が設備の不具合、故障等覚知後、概ね1時間以内）障害等の復旧に対応する体制とすること。

10 保守対象機器及び定期点検報告

- (1) 保守対象機器は別紙1の示すとおりとする。
- (2) 点検業務の対象となる機器、点検回数及び点検内容は、別紙2に示すとおりと

する。

(3) 定期点検終了時は、定期保守点検作業完了報告書に取りまとめ、1か月以内に発注者に報告するものとする。

1.1 故障修理報告

障害修理報告は、修理完了後、速やかに障害対応結果報告書を作成し、その都度発注者に報告するものとする。

1.2 保守管理業務の従事者

保守管理業務に従事する技術者は、無線設備をよく理解し、保守管理業務に熟練した技術優秀なる者をもってこれにあてるものとし、安易に無線設備を理解しない下請人等をあてないこと。

1.3 使用資機材

(1) 工具及び機材は、受託者が用意するものとする。
(2) 保守及び点検を実施するために使用する測定器及び工具等は、対象機器に適合した機能を有するものとする。

1.4 修理用部品

修理用部品は、機器の純正部品とし、やむを得ず純正以外のものを使用する場合は、発注者の承認を得るものとする。

なお、保守管理用部品、消耗品及び故障修理費は、原則として受託者の負担とする。

1.5 保守対応に係る経費

次に掲げる場合の経費は別途発注者の負担とし、その他の場合は、本委託業務に含まれるものとする。

なお、消耗品及び自然劣化部品に関しては、受託者にて交換時期を管理し、発注者に情報提示すること。

(1) 天災地変による障害等の復旧
(2) 発注者に起因する障害等の復旧
(3) 消耗品、自然劣化

1.6 定期検査

(1) 指定年度に北陸総合通信局に対し、定期検査の報告を行うこと。また、定期検査報告書（写）を発注者に提出すること。

| 呼出名称 | 免許番号 | 指定年度 |
|----------|-----------|-------|
| なんえつほんぶ | 陸基第61676号 | 令和9年度 |
| なんえつなか | 陸基第61679号 | 令和9年度 |
| なんえつはちぶせ | 陸基第61683号 | 令和9年度 |

(2) 報告対象となる無線設備の定期検査は、北陸総合通信局の検査実施通知書に記載された実施月を考慮し行うものとする。

1 7 保守、点検対象外

次に掲げる作業は、本仕様書に定める保守管理業務には含めない。

- (1) 保守管理対象機器の運用、日常点検
- (2) 保守管理対象機器の移設及び撤去に関する作業
- (3) 保守管理対象機器以外の通信ケーブルなどの張替え工事
- (4) ファームウェア、ソフトウェアの機能追加
- (5) ソフトウェア媒体の保管、管理
- (6) 発動発電機の燃料の手配、補充
- (7) 基地局周辺等の草木の伐採
- (8) 災害、暴動、その他不可抗力による不具合、故障
- (9) 不適切な取扱い、機器への不良改造による不具合、故障
- (10) 機器設置環境条件外での運用による不具合、故障
- (11) 調度品（OAラック、棚等）の故障の対応
- (12) 発注者の取扱いにより、無線設備がウイルス感染した場合の調査及び駆除対応

1 8 その他の業務

- (1) 修繕対応不可能となる障害が発生した場合は、バックアップデータ及び受託者の保守管理用機器を利用し、無線設備障害の早期復旧を行うこと。
- (2) 本仕様書に定めの無い事項及び疑義が生じた事項については、発注者と受託者が協議して定めるものとする。
- (3) 指令情報課員を対象とした南越なか基地局の無線設備の説明及び緊急時の障害対応方法について、保守管理業務期間内で毎年1回実施すること。
- (4) 消防救急デジタル無線設備更新計画のため、業務期間内に当組合管内の電波伝搬調査を実施すること。また、調査結果を報告書として1か月以内に発注者に提出すること。報告書の様式は任意とする。